



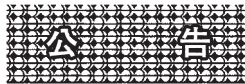
長野県報

3月31日(火)
平成21年
(2009年)
号外

目次

公 告

包括外部監査人からの監査の結果に関する報告（監査委員事務局）…………… 1



公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、中地宏包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年3月31日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 東 方 久 男
同 柿 沼 美 幸
同 宮 澤 宗 弘

監査委員事務局

平成 20 年度
包括外部監査報告書

長野県の農業施策について

長野県包括外部監査人
中地 宏

(白紙)

目 次

はじめに	1
第1章 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 特定の事件	3
3. 特定の事件を選択した理由	3
4. 監査対象期間	3
5. 監査実施期間	3
6. 包括外部監査人及び補助者	3
7. 利害関係	4
8. 監査の方法	4
(1) 監査の要点	4
(2) 主な監査手続	4
第2章 長野県農業の概要	5
1. 長野県農業の特色	5
(1) 変化に富んだ気象条件	5
(2) 三大都市圏への距離が近い	5
(3) 全国における生産高の上位を占める農産物が多い	6
(4) 農業生産額	6
(5) 農業の生産性	7
2. 長野県の農業施策	9
(1) 農業政策の中長期ビジョン	9
(2) 施策の展開	9
3. 農業予算の概要と推移	14
第3章 長野県農業の課題と今後の方向性	19
1. 長野県農業の生産性について	19
(1) 農業就業人口	19
(2) 経営耕地	20
(3) 農業産出額と農業者所得	22
(4) 品目別収穫量	23
2. 農業補助金について - 補助金の形態と総額（試算） -	25
(1) 農業補助金の形態	25
(2) 国・県・市町村の補助金総額（試算）	28
3. 農業セクターの生産性分析	30
4. モデル的農業経営体と農地集積の状況	33
(1) モデル的農業経営体	33
(2) 農地利用集積の状況	34

5.	食料自給率について	37
6.	監査の結果と意見	39
	(1) 結果	39
	(2) 意見	39
第4章	付加価値の高い農産物の研究開発・育成指導	41
1.	施策の概要	41
	(1) 長野県食と農業農村振興計画	41
	(2) 平成20年度 長野県農業の概要	41
2.	試験場の役割	43
	(1) 長野県の試験場の概要	43
	(2) 各試験場の概要	43
	(3) 試験場の課題（総論）	46
	(4) 農業関係試験場に関する監査の結果と意見	47
3.	農業改良普及センター（農業改良普及事業）	51
	(1) 農業改良普及センターの概要	51
	(2) 農業改良普及センターに対する県の動き	55
	(3) 農業改良普及センターに関する監査の結果と意見	57
第5章	農地政策と担い手育成事業	58
1.	農地政策について	58
	(1) 農地の現状分析	58
	(2) 経営体への農地の集約化	61
	(3) コメの生産調整（減反政策）について	64
	(4) 農地政策に関する監査の結果と意見	66
2.	担い手育成事業	67
	(1) 担い手育成事業の概要	67
	(2) 里親および研修生の状況	68
	(3) 監査の結果と意見	69
第6章	農産物マーケティング	71
1.	農産物マーケティングの概要	71
2.	ブランド戦略について	71
	(1) 現地ヒアリングの実施	71
	(2) ブランド戦略に関する監査の結果と意見	73
3.	アンテナショップ開設の検討	76
	(1) 現状の取組み状況	76
	(2) アンテナショップ開設の検討	79
	(3) アンテナショップの費用対効果について	83
	(4) アンテナショップ開設に関する監査の結果と意見	85

第7章	かんがい施設	86
1.	かんがい施設の概要	86
	(1) 整備の状況	86
	(2) 設備更新の状況	89
2.	監査の結果と意見	90
	(1) 今後の更新計画	90
	(2) かんがい施設に対する意見	94
第8章	財団法人長野県農業開発公社	95
1.	財団法人長野県農業開発公社の概要	95
	(1) 目的	95
	(2) 沿革	95
	(3) 実施事業の概要	95
	(4) 組織図(平成20年6月現在)	96
2.	長野県農業開発公社の実施する事業の状況	97
	(1) 農地保有合理化事業の概要	97
	(2) 公社の農地売買等事業の内容と収入	97
	(3) 農地保有合理化における公社の役割	99
	(4) 農地保有合理化事業の課題	100
	(5) 公社の行う農地売買等事業の現状と長期保有地	101
3.	長野県農業開発公社の財務の状況	106
	(1) 平成19年度の財政状態、キャッシュフローの状況	106
	(2) 公社の財政健全化計画(試算)	111
4.	監査の結果と意見	114
	(1) 結果	114
	(2) 意見	114
第9章	貸付金の管理	122
1.	貸付金制度	122
	(1) 貸付制度の概要	122
	(2) 貸付金に対する監査の結果と意見	125
2.	滞納債権の管理	126
	(1) 繰越滞納金の状況	126
	(2) 滞納債権の管理の基本	127
	(3) 県の滞納債権の管理状況	128
	(4) 滞納債権の管理に対する監査の結果と意見	129

はじめに

農業を取り巻く環境をみると、穀物価格の高騰、諸外国における輸出規制など世界の食料事情が大きく変化しており、食料需給のひっ迫の度合いが高まっている。わが国は、食料の多くを海外に依存しており、食料安全確保の視点からも、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題である。

しかしながら、我が国の農業の現状をみると、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、農地の分散錯圃等（農地が数ヶ所に分散し、しかもそれが他の者の農地と混在しているという日本特有の土地条件形態）による集積化の困難さ、宅地等への転用期待等により農地価格が農業生産による収益水準を上回る傾向があるなど、制度、実務両面において様々な問題が指摘されている。

平成 20 年 12 月には、経済財政諮問会議において「農地改革プラン」（農林水産省提出）が議論され始めたところである。そこでは、国内の食料供給力を強化するために、水田等の資源を最大限活用し、地域における担い手の育成・確保とともに、農地面積の減少を抑制して農地を確保し、「所有」から「利用」へと転換すること等により農地の面的集積を図り、意欲のある者に農地が集積されるようにすることが重要な課題であるとしている。これは、戦後の農業政策の原則である自作農が作物を作るという「自作農主義」の転換でもある。

農業政策は、国（農水省）が政策決定の主体となる一方で、その実行は県と JA が主体となっている。農産物の価格政策、経営政策、米政策などは国が政策を決定し、それに沿って地域でその政策を活用して農業振興を進めているが、他方、園芸作物の振興など県が政策主体として、それぞれの地域の条件により独自に振興しているものも少なくない。

農業者は、農産物生産を通じて、食料の安定供給、農地・農業用水路などの農村資源の維持・保全など極めて重要な役割を担っている。農業者が将来にわたって長野県の農業を支える担い手として、経営を発展させていくためには、市場の動向や消費者ニーズを適確に把握し、生産性の向上や品質の改善などの創意工夫と、消費者に信頼される安全で質の高い農産物の供給に努めることが求められている。

県は、農産物の品種改良、栽培技術の指導を始め、消費者調査・市場環境調査と県産農産物の啓発・意識づけ、技術指導、イベント・販売促進の企画・実行、県ブランド品の認定・販売促進などのマーケティングに努めている。また、土地利用に関する農地の確保、地域農業を担う経営体への農地の集約化の推進、多様な担い手の育成に取り組んでいるところである。

私たちは、このような時代の変化を意識しながら、農業政策には、大きく3つの目的があると考えます。それは、産業としての農業の持続可能性を維持すること、安定的な食料供給力を向上すること、農村の地域社会としての活力を再生することである。¹

私たちは、農業をひとつの産業（セクター）とみなして、主に農産物の生産性と補助金の使われ方を分析し、農業の持続可能性を検討するものである。これは他の2つの目的（安定的な食料供給の向上、地域社会の再生）とも相互に関連している。

本報告書では、最初に包括外部監査の概要（第1章）を述べ、長野県農業の概要（第2章）を検討する。その後、長野県の農産物の生産性と補助金の分析に基づき、県の農業施策はどうなりつつあるのかを概観する。具体的には、県の農業政策の中長期的なビジョン、農作物（コメ、野菜、果物等）の生産性、農業補助金の使われ方を検討し、土地政策、担い手政策を概観して、21世紀の農業改革を展望する（第3章）。

次に、県に適した付加価値の高い農産物の研究開発・育成の状況、農業試験場及び農業改良普及センターのあり方を検討する（第4章）。また、農地政策と担い手育成事業について（第5章）、さらに、生産と販売を結びつける農産物マーケティングについて（第6章）検討する。

個別論点として、農業の基盤整備としてのかんがい施設の更新（第7章）、農地流動化の役割を負っている長野県農業開発公社（第8章）、金融支援としての貸付金の管理（第9章）について検討する。

¹ 経済財政諮問会議（平成21年2月3日）において、有識者議員から「農政抜本改革に向けて」という報告が提出されており、そこでは、農政改革の3つの大きな目的として、①産業としての持続可能性の回復、②安定的な食料供給能力の回復、③農村地域の活力の回復をあげている。

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 特定の事件

県の農業施策について

3. 特定の事件を選択した理由

農業政策には、大きく3つの目的があり、産業としての農業の持続可能性を維持すること、安定的な食料供給力を向上すること、農村の地域社会としての活力を再生することであると考えます。本報告書では、農業をひとつの産業（セクター）とみなして、主に農産物の生産性分析をもとに農業の持続可能性を検討するものである。これは他の2つの目的（安定的な食料供給の向上、地域社会の再生）とも相互に関連している。県民が安心・安全な生活を送るために、農業は重要な役割を果たしており、県民の生活に深くかかわっている。また、農業基盤への投資は、長期にわたり規模も大きいことから、本県の財政に与える影響も大きい。したがって、県の農業施策が農業の持続可能性を維持し、安定的な食料供給を向上し、地域社会の活力の再生に効果的に貢献しているかを検証することは意義があると考えます。

4. 監査対象期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

ただし、必要に応じて過年度分及び平成20年度分についても監査対象とした。

5. 監査実施期間

平成20年6月3日から平成21年3月13日

6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	中 地	宏
同補助者	公認会計士	鵜 川	正 樹
同補助者	公認会計士	宮 本	和 之
同補助者	公認会計士	青 山	伸 一
同補助者	公認会計士	藤 代	孝 久
同補助者	公認会計士	作 本	遠
同補助者	公認会計士	米 田	正 巳
同補助者	公認会計士	阿 部	かおり

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の方法

(1) 監査の要点

農業政策には大きく 3 つの目的があると考えられる。それは、産業としての農業の持続可能性を維持すること、安定的な食料供給力を向上すること、農村の地域社会としての活力を再生することである。私たちは、農業をひとつの産業（セクター）とみなして、主に農産物の生産性分析をもとに、長野県の農業施策を検討するものであるが、他の 2 つの目的と相互に関連している。

長野県の農産物の生産性分析に基づき、県の農業施策はどうなりつつあるのかを概観する。具体的には、県の農業政策の中長期的なビジョン、土地政策、担い手政策等を概括した後、農作物（コメ、野菜、果物等）の生産性、補助金の使われ方を検討する。

次に、21 世紀の農業改革を展望する。具体的には、農業生産性の向上（農業者所得の向上）、県に適した農作物の開発・生産、生産と販売を結びつける農産物マーケティング、補助金の集中と選択を検討する。

個別論点として、農業開発公社、試験場、農業改良普及センター、かんがい施設の更新について検討する。

(2) 主な監査手続

監査にあたっては、農業施策が、農業政策の目的に対して適切に実施されているかを検証し、また生産性分析をとおして、経済的、効率的、有効的に実施されているかを評価する。関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

(注) 表中の金額は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

第2章 長野県農業の概要

1. 長野県農業の特色

(1) 変化に富んだ気象条件

長野県は、南北 212km、東西 120km、面積 13,562k m² (全国第4位) と南北に長く、広い圏域をもつ。

耕地は海拔 260m～1490m に散在し、標高差がある。全国平均では耕地の 88%が標高 300m以下に位置するが、長野県の耕地は 100%が標高 300 以上にあり、38%が標高 700m以上の高地に位置している。県の耕地は、全国平均と比べ、標高の高い所に散在している。

水田の約 3 割は 1 / 20 以上の傾斜地にある (全国平均 11.4%)。

平均気温、年間降水量、日照時間、気温格差など地域による気象条件の違いが大きい。

<耕地の標高別面積割合> (単位：%)

区 分	300m以下	300～500	500～700	700～900	900～1,100	1,100m以上
長野県	0	21	41	←	38	→
全 国	88	7	3	←	2	→

資料：「農山漁村地域活性化要因調査」標高別耕地面積割合 (平成 3 (1991) 年)

<水田と畑の傾斜別面積割合> (単位：%)

区 分	水田			畑		
	1/100 未満	1/100～1/20	1/20 以上	8° 未満	8° ～15°	15° 以上
長野県	10.8	58.8	30.4	78.7	17.5	3.8
全 国	43.8	42.0	14.2	72.5	6.1	1.4

資料：「第4次土地利用基盤整備基本調査」(平成 13 (2001) 年)

(2) 三大都市圏への距離が近い

東京、名古屋、大阪の三大消費地までの距離と時間が近い。東京までは 170～230km (2～4 時間)、名古屋までは 120～270km (2～4 時間)、大阪までは 290～440km (4～6 時間) である。

園芸作物 (野菜・果樹等) の県外出荷高は 90%前後と高い。

＜園芸作物の県外出荷割合＞

(単位：%)

区分	京 浜	中京・北陸	京阪神・中四国	九 州	県 内
野 菜	27.2	20.0	32.7	9.2	10.9
果 実	25.8	22.1	29.8	8.5	13.8
きのこ	27.8	26.1	36.6	1.5	8.0
花 き	41.0	17.1	40.8	0.6	0.5

資料：「県農政部調べ」平成 18 (2006) 年 1 月～平成 18 (2006) 年 12 月

(3) 全国における生産高の上位を占める農産物が多い

全国 1、2、3 位のものは、野菜ではレタス、セルリー、加工トマト、はくさい、アスパラガス、果樹ではりんご、ぶどう、もも、花きではカーネーション、トルコギキョウ、アルストロメリア、りんどう、スターチスなど多数ある。

水稻は食味の良さで定評がある (生産高全国 12 位)。

＜園芸作物の品目とシェア第 1 位品目 (平成 18 (2006) 年) ＞

区分	果 樹	野 菜	花 き	きのこ	計
品目数	14	40	41	6	101
主な全国 1 位品目と全国シェア (生産量ベース)	巨 峰 (33.5%) ブルーベリー (21.3%) * くるみ (78.1%) * プルーン (67.9%) *	レ タ ス (32.8%) * 加工用トマト (37.5%) * セルリー (38.7%) 漬 け 菜 (46.4%) **	アルストロメリア (28.2%) カーネーション (21.1%) トルコギキョウ (13.5%)	えのきたけ (55.5%) ぶなしめじ [やまびこしめじ] (42.6%)	

注：*印は平成 17 (2005) 年値、**印は平成 16 (2004) 年値 取扱品目は、全農長野県本部取扱品目数

(4) 農業生産額

1980 年と 2006 年を比較すると、26 年間で、農業総産出額は、3,393 億円から 2,759 億円と 18.7%減少している (全国平均 13.9%の減少)。

品目別には、米が 36.4%減少 (全国 35.9%) し、畜産が 52.9%減少 (全国 16.4%減少) したが、果樹が 9.4%減少 (全国 10.6%増加)、野菜が 6.4%減少 (全国 22.6%増加) にとどまっている。その結果、県内のシェアでは、野菜、果樹、米、きのこ、畜産の順で比率が高くなっている。

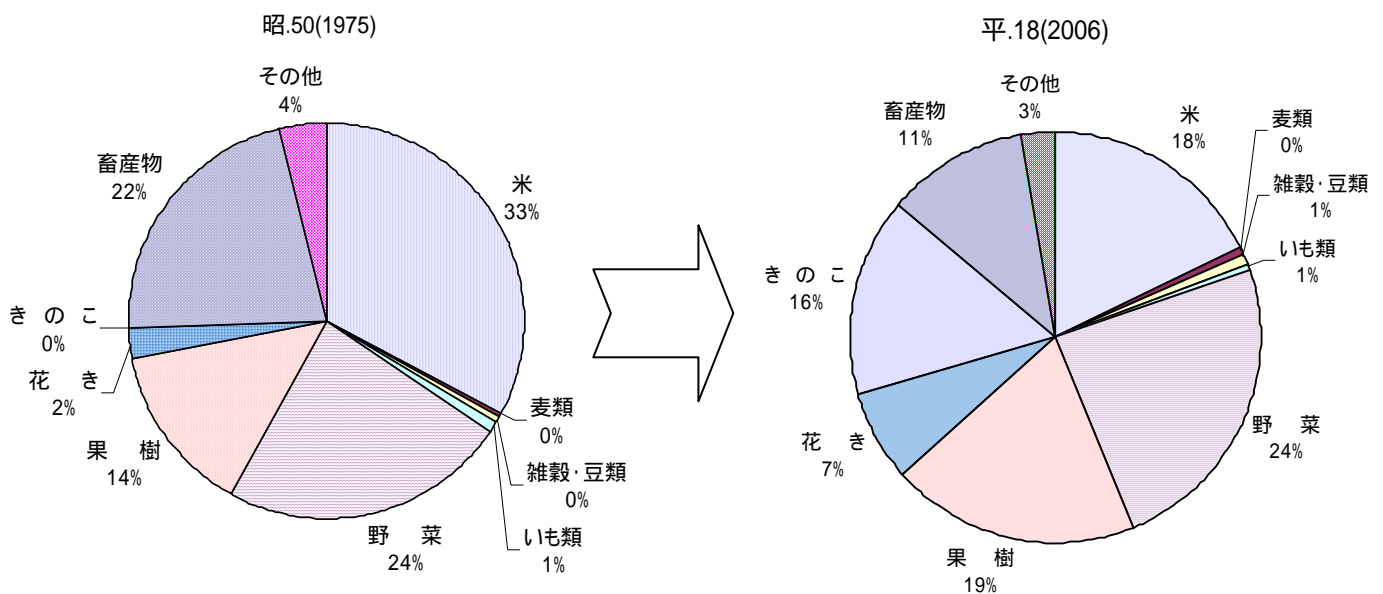
農地面積と農業生産額を比較すると、耕作地のうち水田の占める割合は 50.6% (2005 年) であるが、農業生産額では米の比率は 17.8%である。果樹・野菜の園芸等の耕作地面積は 49.4%に対して、農業生産額は 82.2%である。

<農業総産出額（粗生産額）構成比>

(百万円、%)

部 門	昭和 55 (1980) 年				平成 18 (2006) 年			
	県実額	構成比	全国実額	構成比	県実額	構成比	全国実額	構成比
米	77,207	22.7	2,948,550	28.7	49,100	17.8	1,889,400	21.4
果 樹	58,693	17.3	696,743	6.8	53,200	19.3	771,000	8.7
野 菜	73,595	21.7	1,840,231	17.9	68,900	25.0	2,256,500	25.5
花 き	11,747	3.5	171,437	1.7	19,800	7.2	398,800	4.5
畜 産	66,003	19.4	3,170,476	30.9	31,100	11.3	2,651,200	30.0
養 蚕	13,651	4.0	155,809	1.5	—	—	—	—
きのこ	17,826	5.3	41,159	0.4	43,700	15.8	207,100	2.3
そ の 他	20,605	6.1	1,244,215	12.1	10,100	3.7	665,200	7.5
合 計	339,327	100.0	10,268,620	100.0	275,900	100.0	8,839,200	100.0

資料：「生産農業所得統計等」 野菜には「いも類」を含む



(5) 農業の生産性

県の自営農業者労働1時間当たり生産性（労働生産性）は634円であり、全国平均777円よりやや低いが、農業固定資産1,000円当たり生産性は376円（全国351円）、経営農地面積10a当たり生産性は103,000円（全国72,000円）とやや高い。これは、狭い土地であるが、労働集約的、資本集約的な園芸（野菜、果樹、花き等）の比率が高いためである。

詳細な生産性分析は次章以下で行う。

<農業の生産性（平成 17 年（2005）年）>

項 目	長野県	全 国	全国対比
自営農業労働 1 時間当たり生産性（労働生産性）	634 円	777 円	81.6%
農業固定資産 1,000 円当たり生産性（資本生産性）	376 円	351 円	107.1%
経営農地面積 10a 当たり生産性（土地生産性）	103,000 円	72,000 円	143.1%

資料：「長野県農林水産統計年報」

2. 長野県の農業施策

(1) 農業政策の中長期ビジョン

① 現状と課題

長野県農業の構造的な課題として、農業従事者の減少、高齢化の進展、規模拡大の遅れ、新規就農者（40歳未満）の確保不足がある。

水田農業においては、地域の農業の維持を図るため、地域営農システムの確立や集落的組織の育成が大きな課題である。園芸においては、一部先進的な法人経営はあるものの、家族農業経営がその中心となっていることから、高齢化に伴う後継者育成が課題である。

基幹的農業従事者における女性の占める比率は近年低下傾向にある（1985年53%、2005年48%）が、農業の担い手としての重要性は増している。

したがって、企業的経営の推進、他産業並みの所得の確保、女性農業者等の活発化が必要である。

② 中長期的に目指す姿と目標

「長野県食と農業農村振興計画」（平成19年9月）による目指す姿と目標値は以下のとおりである。²

目指す姿	目標（ ）内は平成19年度実績
農業後継者と県内外からの新規参入者等、多様な新規就農者の確保・育成	新規就農者 200人/年（135人）
経営改善・規模拡大等の支援による認定農業者の確保・育成と、農業経営の法人化や経営の多角化による企業的経営体の育成	認定農業者 7,200経営体（7,002） 農業生産法人 850法人（739）
集落営農組織の育成や小規模農家の能力を生かす体制づくりの推進、経営体への農地の利用集積	集落営農組織 470組織（261） 担い手への農地利用の集積率 40%
女性農業者等の個性・能力が発揮できる場づくりと起業支援等による、女性農業者等の活発化	（特に目標値はない）

③ 構造的な課題に対する現在までの取り組み

県では経営規模の拡大や効率的な農業生産ができるように、認定農業者等基幹的農業従事者への農地の利用集積を進めており、農家1戸あたり耕地面積がわずかに増加しているが、全国32位にとどまっている。

(2) 施策の展開

² 「認定農業者とは、」認定農業者制度により、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定された者をいう。

「長野県食と農業農村振興計画」（平成19年9月）にもとづき、下記の5本の柱で施策・事業を展開するとしている。

<施策の基本的な方針>

長野県の農業は、全国平均を上回る水準で農村集落の過疎化や高齢化が進行するとともに担い手の減少による農業生産力の低下、遊休農地の増加、集落機能の低下、輸入農産物の増加、消費量の減少などによる農産物の価格の低迷など、様々な課題に直面しています。

この様な課題に的確に対応し、長野県の食と農業・農村の振興を図るため、昨年9月に策定した「長野県食と農業農村振興計画」に基づき、①多様な担い手が元気に活躍する農業・農村、②競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村、③消費者と「食」の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村、④環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村、⑤働きやすく住み良い農業・農村の5本の柱で施策・事業を展開します。

（1）多様な担い手が元気に活躍する農業・農村

農業後継者はもとより、新規参入者、定年帰農者等、多様な新規就農者の確保・育成に向け、就農相談活動や農業体験研修を実施するなど、関係機関・団体が一体となって就農者の確保・育成に取り組みます。また、地域農業の維持・発展をさせていくため、地域農業を支え合う仕組みづくりの実現に向け、地域の実情に応じた集落営農の組織化等を支援します。

（2）競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村

米については、「米政策改革大綱」に基づき、消費者重視、市場重視の考え方に立ち、需要に即した米づくりに対する各地域での取り組みを支援します。

園芸作物については、競争力の高い産地を育成するため、県オリジナル品種の導入・生産拡大に重点的に取り組むとともに、多様なマーケット需要に対応できる産地づくりや経営及び価格安定対策を実施します。

畜産については、高品質食肉を生産する生産基盤づくりを進めるとともに、信州産牛肉の利用を促進するため、新たに、牛肉のおいしさを客観的に判断できる仕組みづくりと認定を行い、信州産牛肉の利用促進とブランドの確立に努めます。

（3）消費者と「食」の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村

地域農業の活性化と農業者の所得向上を図るため、アグリビジネスへの取り組みを推進するほか、食品・観光産業などとの連携による農業の第6次産業化を進めます。また、地産地消については、「長野県地産地消推進計画」や「長野県食育推進計画」に基づき、集中的な啓発活動を展開するとともに、消費者ニーズを的確に捉えた供給体制づくり等を進め、県民運動としての地産地消に取り組みます。

(4) 環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村

エコファーマーの育成や環境にやさしい農産物認証制度への取り組みを強化するほか、環境に負荷をかけない総合的な病虫害管理により、安全・安心な農産物づくりと環境と調和のとれた農業を推進します。また、農業・農村の持続的な発展と多面的機能を維持するための取り組みや遊休農地対策、野生鳥獣による農業被害防止対策についても、市町村、農業関係団体等と連携し取り組みを進めます。

さらに、地域の特色を活かした都市農村交流の受け入れ体制づくりや滞在型市民農園等の交流施設を整備を進めます。

(5) 働きやすく住み良い農業・農村

基幹的な水利施設については、診断調査を行い、補修や補強による施設の長寿命化対策を進めます。また、住み良い農村づくりのため、農道や集落内道路の整備を進めるほか、環境や景観に配慮した施設の整備にも努めます。

さらに、災害に強い農村づくりを進めるため、長野県地域防災計画等に基づき、老朽化したため池など、緊急度の高いものから順次補強工事を実施し、豪雨や地震など、自然災害による被害を最小限にとどめるよう対策を講じます。

資料：「長野県食と農業農村振興計画」（平成 19 年 9 月）

<平成 20 年度主要事業の施策体系>

食と農が織りなす 元気な信州農業の実現に向けて

1 多様な担い手が元気に活躍する農業・農村

- 次代の農業を担う担い手の確保・育成
- 地域農業を支える仕組みづくりと活力ある組織・経営体の育成
- 女性・高齢者・団塊の世代の能力発揮ができる場づくり

- 農業リーダー育成事業
- 新規就農者支援事業
- 農業制度資金利子補給等事業
- 農業改良資金貸付事業
- 地域営農基盤強化総合対策事業
- 中山間集落営農づくり支援事業
- 農地保有合理化促進対策事業
- たくましい農業づくり支援事業
- ⑨農業農村ビジネス推進事業
- 農業大学校運営事業

2 競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村

- 需要に的確に対応した水田農業の推進
- 競争力の高い園芸産地づくり
- 安全でこだわりのある畜産物づくり
- 農業者の所得確保を目指した新たなマーケティング戦略の推進
- 農業を支える技術開発と効率的な普及

- 需要対応穀物生産強化事業
- 水田農業経営確立推進指導事業
- ⑩強い園芸産地育成事業
- 果樹産地整備促進事業
- 特産花き生産出荷安定資金造成事業
- 野菜産地体制強化緊急整備事業
- 野菜価格安定対策事業
- きのこ農業緊急支援対策事業
- 信州こだわり食肉生産推進事業
- 安全・安心畜産サポート事業
- ⑨「信州のおいしい牛肉」認定事業
- ⑨新乳肉複合経営システム構築事業
- ⑩県産農産物消費拡大・販売促進事業
- 信州農産物輸出支援事業
- 信州オリジナル食材ブランド化推進事業
- 長野県原産地呼称管理制度運営事業
- ⑩信州伝統野菜認定・支援事業
- 信州ブランド農産物を創る知的財産活性化事業
- 農業改良普及事業
- 農政試験研究関係事業

3 消費者と「食」の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村

- 食育と地産地消の推進
- 魅力ある農業・農村ビジネスの創造
- 食の安全・安心確保の推進

〔拡充〕地産地消運動推進事業
⑩農業農村ビジネス推進事業(再掲)
環境にやさしい農業総合対策事業
安全・安心畜産サポート事業(再掲)
家畜伝染病予防事業

4 環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村

- 環境と調和し自然と共生する持続性の高い農業
- 農業・農村の多面的機能の維持・発揮
- 農とふれ合う都市農村交流

環境にやさしい農業総合対策事業(再掲)
〔拡充〕野生鳥獣被害総合対策事業
外来魚等食害防止対策事業
中山間地域農業直接支払事業
農地・水・環境保全向上対策事業
農村活性化支援事業(山村等振興対策事業、都市農村交流事業、やすらぎ空間整備事業、遊休農地活用総合対策事業)

5 働きやすく住み良い農業・農村

- 農産物の安定生産に向けた基盤づくり
- 住み良い農村づくり
- 災害に強い農村づくり

かんがい排水事業
畑地帯総合土地改良事業
経営体育成基盤整備事業
中山間総合整備事業
農道整備事業
田園整備事業
地籍調査事業
ため池等整備事業
地すべり対策事業
湛水防除事業

3. 農業予算の概要と推移

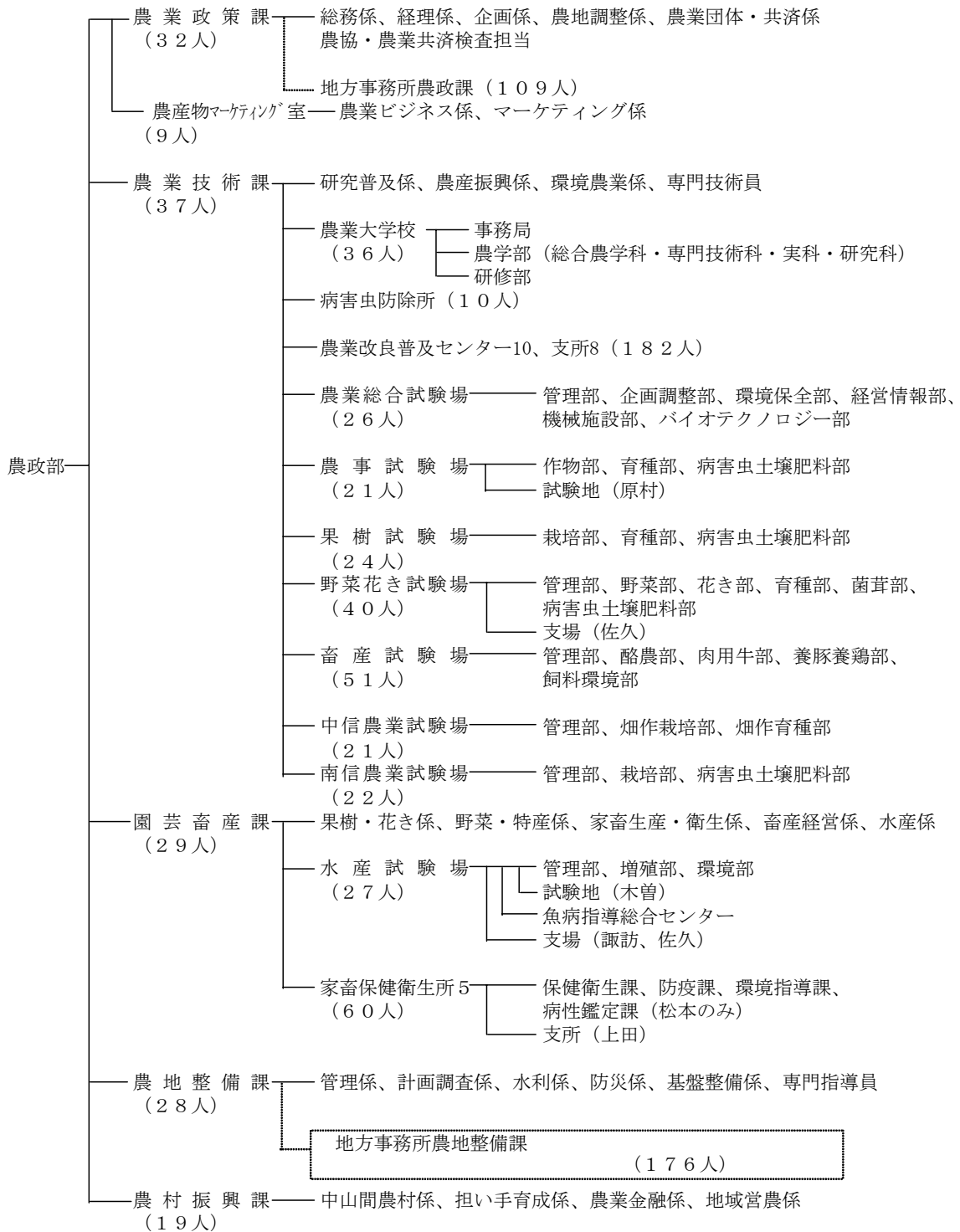
県の農政部の平成 20 年度予算は 271.6 億円（県全体の 3.3%）である。

財源としては、国庫支出金 99.9 億円（構成比 36.7%）、県債 30.2 億円（11.1%）、一般財源 106.8 億円（39.3%）、その他 34.7 億円（12.8%）となっている。

支出先では、農地整備が 150.9 億円（55.6%）と半分を占めており、農業技術 44.8 億円（16.5%）、園芸畜産 32.8 億円（12.1%）、農村振興 27.8 億円（10.2%）となっている。

農政部の組織、予算の概要、財源、過去の推移は次頁以下のとおりである。

<農政部組織機構一覧表> (平成20年4月1日現在、定数ベース)



農政部合計 959人

(資料：長野県)

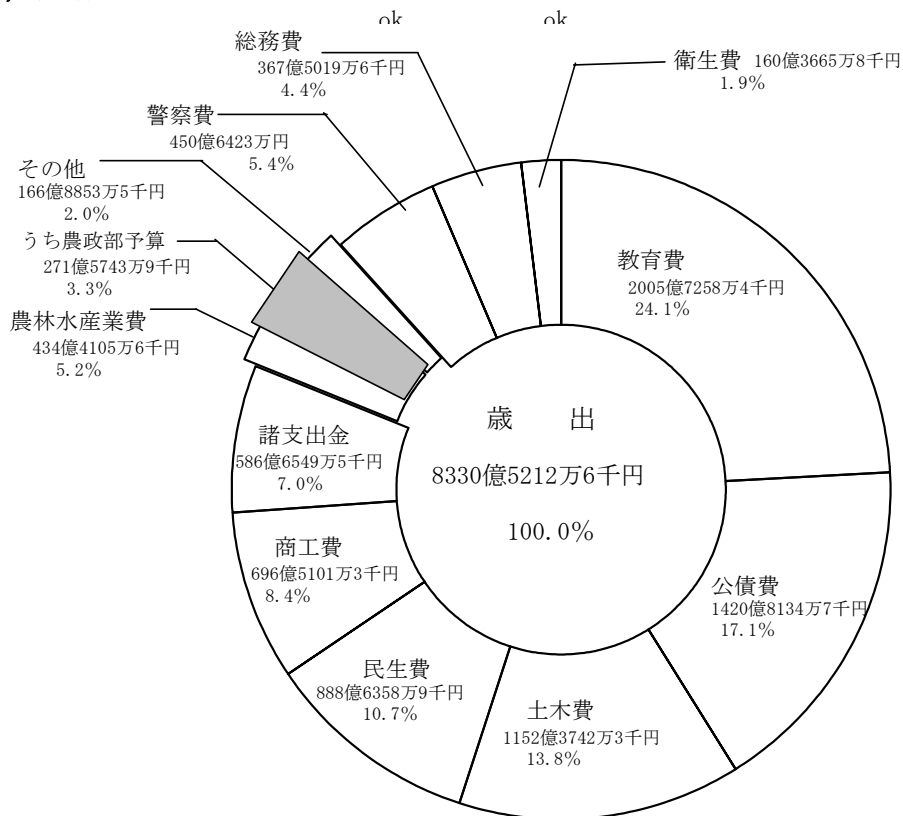
<平成20年度農政部予算（一般会計）>

(1) 予算総額、性質別予算額等

(単位：千円、%)

区 分		20年度当初 (A)	19年度当初 (B)	増減 (A)-(B)	対前年比 (A)÷(B)	(A)の財源別 性質別構成比
予 算 総 額		27,157,439	27,385,074	△ 227,635	99.2	100.0
財源別	国庫支出金	9,987,872	9,815,507	172,365	101.8	36.8
	その他	3,471,698	3,469,968	1,730	100.0	12.8
	県債	3,022,000	3,001,000	21,000	100.7	11.1
	一 般	10,675,869	11,098,599	△ 422,730	96.2	39.3
性質別	1 公債費	0	0	0	—	0.0
	2 投資的経費	15,196,952	14,977,569	219,383	101.5	56.0
	(1) 普通建設事業費	14,267,638	14,065,053	202,585	101.4	/
	一般公共	12,621,661	12,362,834	258,827	102.1	
	うち農政公共	11,153,325	11,334,439	△ 181,114	98.4	
	一般単独	650,301	704,723	△ 54,422	92.3	
	うち農政単独	374,420	448,500	△ 74,080	83.5	
	国直轄事業負担金	995,676	997,496	△ 1,820	99.8	
	(2) 災害復旧事業費	929,314	912,516	16,798	101.8	
	3 その他行政費	11,960,487	12,407,505	△ 447,018	96.4	44.0

(2) 農政部予算が県予算に占める割合



(資料：長野県)

(3) 農政部課別予算一覧

(単位：千円(%))

課名	平成19年度 当初予算額		平成20年度 当初予算額		当初予算比較増減			平成20年度 (組織改正後) 当初予算額	
	A		B		B - A (B / A)				
	総額	国庫 その他 県債 一般財源	総額	国庫 その他 県債 一般財源	総額	国庫 その他 県債 一般財源		総額	国庫 その他 県債 一般財源
農業政策課	1,148,452	233,449	1,188,354	229,348	39,902	4,101 (98.2)	1,524,861	554,775	
		77		1,297		1,220 (1,684.4)			3,760
		0		0	(103.5)	0 (0.0)			0
		914,926		957,709		42,783 (104.7)			966,326
農業技術課	4,619,760	318,390	4,482,359	271,694	137,401	46,696 (85.3)	4,482,359	271,694	
		246,840		270,207		23,367 (109.5)			270,207
		0		0	(97.0)	0 (0.0)			0
		4,054,530		3,940,458		114,072 (97.2)			3,940,458
園芸畜産課 (園芸特産課)	1,902,753	534,599	1,950,471	895,181	47,718	360,582 (167.4)	3,280,363	940,180	
		80,824		87,385		6,561 (108.1)			
		0		0	(102.5)	0 (0.0)			356,314
		1,287,330		967,905		319,425 (75.2)			
園芸畜産課 (畜産課)	1,401,261	73,695	1,334,688	46,249	66,573	27,446 (62.8)		0	
		266,282		270,365		4,083 (101.5)			
		0		0	(95.2)	0 (0.0)			
		1,061,284		1,018,074		43,210 (95.9)			1,983,869
農地整備課	15,243,662	7,442,043	14,947,054	7,226,459	296,608	215,584 (97.1)	15,090,009	7,237,259	
		2,028,003		1,973,325		54,678 (97.3)			1,973,325
		3,001,000		3,022,000	(98.1)	21,000 (100.7)			3,022,000
		2,772,616		2,725,270		47,346 (98.3)			2,857,425
農村振興課	3,069,186	1,213,331	3,254,513	1,318,941	185,327	105,610 (108.7)	2,779,847	983,964	
		847,942		869,119		21,177 (102.5)			868,092
		0		0	(106.0)	0 (0.0)			0
		1,007,913		1,066,453		58,540 (105.8)			927,791
部計 (一般会計)	27,385,074	9,815,507	27,157,439	9,987,872	227,635	172,365 (101.8)	27,157,439	9,987,872	
		3,469,968		3,471,698		1,730 (100.0)			3,471,698
		3,001,000		3,022,000	(99.2)	21,000 (100.7)			3,022,000
		11,098,599		10,675,869		422,730 (96.2)			10,675,869
特別会計	786,787	0	545,936	0	240,851	0 (0.0)	545,936	0	
		746,787		495,638		251,149 (66.4)			495,638
		40,000		50,298	(69.4)	10,298 (125.7)			50,298
		0		0		0 (0.0)			0

(資料：長野県)

(4) 昭和30年度(1955年)以降歳出予算額の推移〔一般会計〕

(単位：千円、%)

年度	県			農政部 当初予算額	前年比	全体に 占める シェア	年度	県			農政部 当初予算額	前年比	全体に 占める シェア
	当初予算額	前年比	前年比					当初予算額	前年比	前年比			
1955	14,084,910			1,269,159		9.0	1982	503,002,128	106.1		53,953,142	104.6	10.7
1956	15,655,015	111.1		1,554,244	122.5	9.9	1983	521,151,826	103.6		54,161,657	100.4	10.4
1957	15,894,667	101.5		1,652,881	106.3	10.4	1984	543,769,466	104.3		56,406,266	104.1	10.4
1958	18,179,794	114.4		1,696,826	102.7	9.3	1985	560,691,038	103.1		52,327,009	92.8	9.3
1959	18,477,100	101.6		1,769,608	104.3	9.6	1986	581,576,551	103.7		52,682,706	100.7	9.1
1960	25,195,800	136.4		2,811,951	158.9	11.2	1987	594,677,540	102.3		52,105,549	98.9	8.8
1961	28,173,400	111.8		2,766,218	98.4	9.8	1988	635,505,001	106.9		60,463,152	116.0	9.5
1962	39,758,982	141.1		6,014,366	217.4	15.1	1989	681,300,825	107.2		60,917,627	100.8	8.9
1963	39,341,434	98.9		4,477,149	74.4	11.4	1990	712,804,492	104.6		62,962,837	103.4	8.8
1964	43,859,410	111.5		4,758,958	106.3	10.9	1991	801,073,105	112.4		63,779,199	101.3	8.0
1965	48,372,525	110.3		4,911,593	103.2	10.2	1992	862,081,036	107.6		66,458,836	104.2	7.7
1966	58,662,859	121.3		6,171,601	125.7	10.5	1993	906,325,085	105.1		73,757,891	111.0	8.1
1967	63,793,981	108.7		6,200,363	100.5	9.7	1994	975,811,611	107.7		90,452,976	122.6	9.3
1968	76,376,850	119.7		8,855,521	142.8	11.6	1995	960,695,813	98.5		79,033,479	87.4	8.2
1969	90,836,837	118.9		10,727,006	121.1	11.8	1996	987,526,702	102.8		83,137,704	105.2	8.4
1970	108,117,588	119.0		13,773,290	128.4	12.7	1997	1,007,845,915	102.0		78,946,303	95.0	7.8
1971	114,098,835	105.5		13,855,435	100.6	12.1	1998	1,001,506,906	99.4		71,339,076	90.4	7.1
1972	143,847,742	126.1		16,511,371	119.2	11.5	1999	992,908,159	99.1		70,512,826	98.8	7.1
1973	176,561,247	122.7		21,130,714	128.0	12.0	2000	1,019,291,605	102.7		70,928,978	100.6	7.0
1974	203,215,954	115.1		22,233,385	105.2	10.9	2001	1,030,609,001	101.1		65,104,798	91.8	6.3
1975	235,698,271	116.0		24,462,468	110.0	10.4	2002	1,004,706,295	97.5		58,182,161	89.4	5.8
1976	271,005,673	115.0		29,966,127	122.5	11.1	2003	935,664,463	93.1		50,322,835	86.5	5.4
1977	302,958,175	111.8		33,230,441	110.9	11.0	2004	875,680,241	93.6		37,815,561	75.1	4.3
1978	365,695,171	120.7		40,498,157	121.9	11.1	2005	852,772,416	97.4		29,810,340	78.8	3.5
1979	378,010,581	103.4		40,556,339	100.1	10.7	2006	824,957,481	96.7		28,642,323	96.1	3.5
1980	441,500,540	116.8		49,450,934	121.9	11.2	2007	846,202,271	102.6		27,385,074	95.6	3.2
1981	474,082,746	107.4		51,594,891	104.3	10.9	2008	833,052,126	98.4		27,157,439	99.2	3.3

*昭和30(1955年)～31年度(1956年)は経済部と農政部の合計

*昭和32(1957年)～37年度(1962年)は農地経済部

(資料：長野県)

第3章 長野県農業の課題と今後の方向性

－農業の生産性と補助金の視点から－

1. 長野県農業の生産性について

農業人口減少・高齢化、耕作地の減少は、全国的な農業の構造的な課題であるが、1975年から2005年の30年間の変化をみながら、長野県農業の現状分析と課題を検討する。

(1) 農業就業人口

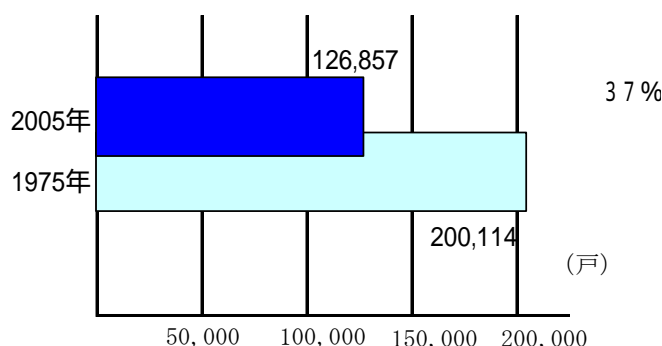
平成17(2005)年における長野県の農家数は126,857戸であり、30年間で37%減少したが、全国平均42%よりは少なかった。そのうち、販売農家数は、74,719戸であり、全体に占める割合は58.9%である。全国平均は68.9%である。

<農業就業人口の推移>

	長野県			全国		
	1975	2005	増減	1975	2005	増減
農業就業人口						
就農人口(人)		308,597			8,370,489	
農家数(戸)	200,114	126,857	-37%	4,953,000	2,848,166	-42%
うち販売農家数	-	74,719			1,963,424	
うち自給的農家数		52,138			884,742	
販売農家の占める割合		58.9%			68.9%	
基幹的農業従事者の人口		88,666			2,240,672	
うち65歳以上		56,680			1,286,670	
高齢化率		63.9%			57.4%	

(資料：農林業センサス)

農家数の推移



全国的にも高齢化により農家戸数、農業就業人口は減少しているが、長野県においては、経営面積が30a未満で販売金額が50万円未満の自給的農家が増加しており、農家数の41%を占めている。

基幹的農業従事者の人口 88,666 人のうち 65 歳以上の割合 (63.9%、全国第 15 位) が全国を上回るペースで増加している。長野県全体の高齢化率は 23.8% (平成 17 年国勢調査) (全国平均 20.1%) である。³

(2) 経営耕地

長野県の経営耕地は 28%減少し、全国平均 17%よりも減少率が高い。水田が 30% (全国 20%) 減少し、畑が 26% (全国 12%) 減少した。

県の耕地利用率が 88.8%で全国の 95.5%を下回っている。

県の耕作放棄地は、5年間で 1,490ha 増加し全国 4 位、放棄地率も 17.5%で全国の 9.7%を上回って全国 9 位となっており、耕作放棄率が高い。⁴

<経営耕地面積の推移>

	長野県			全国		
	1975	2005	増減	1975	2005	増減
経営耕地面積						
耕作地 (ha)	155,500	112,300	-28%	5,572,000	4,650,000	-17%
水田	80,900	56,800	-30%	3,171,000	2,529,600	-20%
畑	74,600	55,500	-26%	2,402,000	2,120,400	-12%
耕地利用率 (%)		88.8			95.5	
耕作放棄地 (ha)		17,094			384,800	
耕作放棄地 (%)		17.5			9.7	

(資料：農林業センサス)

³ 農家とは、経営耕面積が 10 a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間 15 万円以上ある世帯をいう。

総農家＝販売農家＋自給的農家

販売農家とは、経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家をいう。

自給的農家とは、経営耕地面積 30 a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家をいう。

基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員 (農業就業人口) のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事 (農業)」である者をいう。(センサスの定義より)

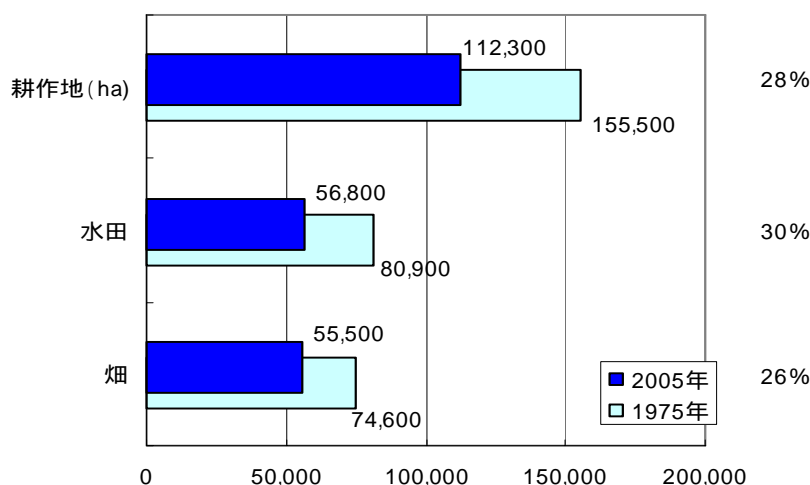
⁴ 農業センサスとは、農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農林計画及び森林計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的として、農林業経営体による自主申告調査として実施しているものである。

土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を 5 a 以上所有している世帯をいう。

耕作放棄地率＝耕作放棄面積÷(経営耕地面積＋耕作放棄地面積)

経営耕地面積とは、農業経営体が経営する耕地の面積 (貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの (自作地) に、借り入れている耕地 (借入耕地) を加えたものである。

経営耕地面積の推移



販売農家の経営耕地面積では、4 ha 以上の農家は増加しており規模拡大は進んでいるものの、全国の伸び率と比較するとまだ低い状況である。0.5ha 未満の農家が3割を占めている。

県の農家1戸当たり耕地面積は、89.5a (0.895ha) であるが、これは水田と園芸(果樹・野菜等)の平均値であり、実態像が把握しにくい。用途別分類が必要であろう。県のモデル的農業経営体では水田では15ha程度は必要とされており、園芸では、レタス等の野菜は420a程度、りんごは220a程度、いちごは30a程度が必要であるとされている。

<販売農家の経営規模別農家数>

2005年 経営規模別農家数	長野県		全国	
	構成比	構成比	構成比	構成比
0.5ha未満	23,768	31.8%	438,555	22.3%
0.5～2.0ha	45,409	60.8%	1,176,512	59.9%
2.0～4.0ha	4,191	5.6%	228,411	11.6%
4.0ha以上	1,351	1.8%	119,946	6.1%
合計	74,719	100.0%	1,963,424	100.0%

(資料：農林業センサス)

(3) 農業産出額と農業者所得

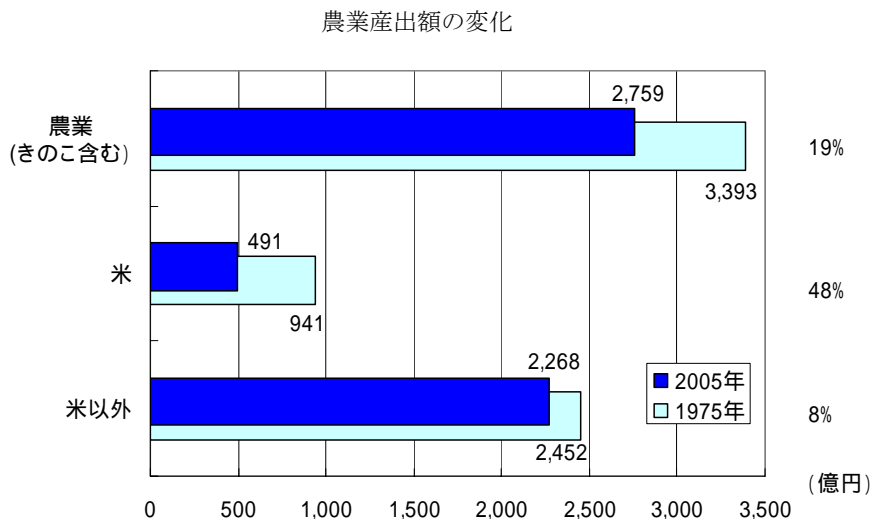
平成 18 (2006) 年度の長野県の県内総生産は、名目 8 兆 1,472 億円であるが、そのうち第 1 次産業は 1,466 億円 (全体の 1.8%) であった。なお、第 2 次産業は 2 兆 6,535 億円 (32.6%)、第 3 次産業 5 兆 6,768 億円 (69.7%)、その他控除項目△3,298 億円 (△4%) であった。

農業産出額 (粗生産額) をみると、平成 18 (2006) 年は 2,759 億円であり、1975 年と比較すると、3,393 億円から 19%減少している。そのうちコメの減少が 48%、コメ以外の減少が 8%であり、コメの減少幅が大きい。

< 農業産出額推移 >

農業産出額(億円)	長野県		
	1975	2006	増減
農業(億円)(きのこ含む)	3,393	2,759	-19%
米	941	491	-48%
以外	2,452	2,268	-8%

(資料：生産農業所得統計等)



農家の販売額別の戸数の推移をみると、販売収入なし及び 100 万円未満の農家が 96,370 戸と全体の 76%を占めている。他方、500 万円以上の農家は 9,524 戸と全体の 7.5%であるが、その数は増加している。担い手の集約化が進んでいるといえるが、他方、生産者の二極化が進んでいるともいえる。

県では、モデル的農業経営体として、他産業並みの所得 (農業従事者所得 600 万円) を確保し、農業が産業として自立できることを目指している。

<総農家の販売額別戸数の推移>

	長野県		
	1975	2005	増減
総農家数(戸)	200,114	126,857	73,257
販売なし～100万円未満	158,399	96,370	62,029
100万円～500万円	38,838	20,963	17,875
500万円以上	2,877	9,524	6,647

(資料：農林業センサス)

農家1戸あたりの経営指標では、県の耕作面積は89.5aで全国平均の54%、生産農業所得は66万円で全国平均の58%、労働時間あたりの純生産額は634円で全国平均の82%と全国平均に満たないが、耕作面積(10aあたり)純生産額は10万3千円で全国平均の143%と上回っている。

これは、県の自然環境に適した野菜・果樹等の園芸を労働集約的に行っていることを表している。

<農業の生産性>

	長野県	全国	県の比率
生産農業(億円)	835	32,632	3%
農家1戸当たり耕作面積(a)	89.5	165	54%
農家1戸当たり生産農業所得(千円)	660	1,146	58%
農業労働1時間当たり純生産額(円)	634	777	82%
耕地面積10a当たり純生産額(千円)	103	72	143%

(資料：長野県農林水産統計年報)

(4) 品目別収穫量

県の主要な農産物の品目別収穫量について、1975年から2005年の推移を比較すると次のとおりである。

コメ(水稻)は38%減少した。

コメ以外の農産物は総量では減少したものの、野菜(レタス、はくさい等)、果樹(ぶどう、なし)、花き(カーネーション、トルコギキョウ、スターチス、アルストロメリア)、えのきたけ等が増加した。

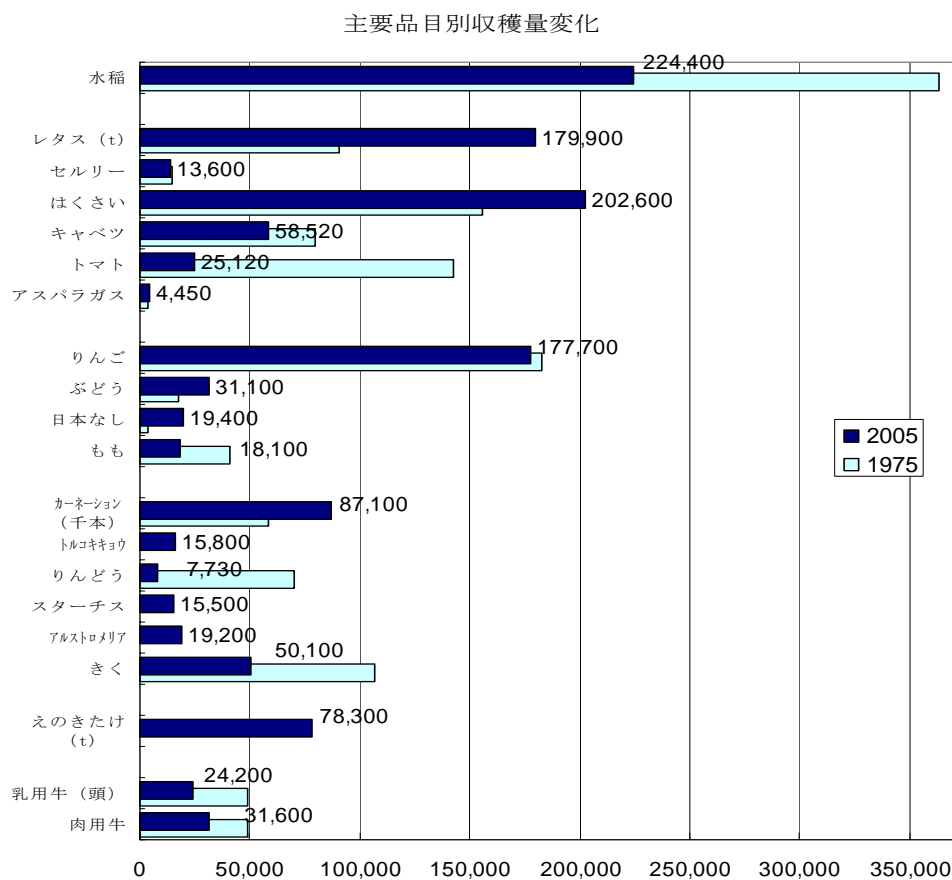
畜産では乳用牛が50%減少し、肉用牛が35%減少した。

長野県の地形特性(寒暖差が大きく、山間地が多く平地が少ない)を活かして、野菜、果樹、花きのような労働集約的な農業に活路を見出してきたといえる。

<主要品目別収穫量の推移>

		長野県		
		1975	2005	増減
主要品目別収穫量				
水稲		363,700	224,400	-38%
野菜	レタス(t)	91,000	179,900	98%
	セルリー	14,700	13,600	-7%
	はくさい	155,500	202,600	30%
	キャベツ	80,000	58,520	-27%
	トマト	142,900	25,120	-82%
	アスパラガス	3,300	4,450	35%
果樹	りんご	182,500	177,700	-3%
	ぶどう	17,900	31,100	74%
	日本なし	3,700	19,400	424%
	もも	41,300	18,100	-56%
花き	カーネーション(千本)	58,400	87,100	49%
	トルコキキョウ	-	15,800	
	りんどう	70,200	7,730	-89%
	スターチス	-	15,500	
	アルストロメリア	-	19,200	
	きく	106,800	50,100	-53%
菌茸	えのきたけ(t)	-	78,300	
畜産	乳用牛(頭)	48,800	24,200	-50%
	肉用牛	48,700	31,600	-35%

(資料：農林水産省「作物統計調査」、「畜産統計調査」、県農政部)



2. 農業補助金について ―補助金の形態と総額（試算）―

(1) 農業補助金の形態

農業に関する補助金の交付には、大きく分けて、①農協や営農集団への交付、②土地改良、③生産奨励、④生産調整（減反）、⑤品種改良、⑥利子助成など多様な流れがある。これを概括的に整理したものが下記である。

なお、交付金額は県で把握できるものを記載しているため、すべてではないが、おおよその目安になると考える。国（農水省）・県（試験場や農業改良普及センターを含む）・市町村の農業部（課）も広い意味で農業支援の費用であるが、ここでの補助金には含めていない。

ここで把握できた農業補助金の総額は、152億円である（平成19年度）。

そのうち土地改良が101.6億円であり、全体の67%を占めている。生産を支援するものとして、生産奨励19.2億円、農協・営農集団支援3.2億円、金融支援2.3億円、品種改良1.0億円があるとしてその合計は25.7億円（全体の16.9%）である。他方、生産調整（減反）が24.6億円（全体の16.2%）になる。

＜補助金交付の流れと金額＞

項目	流れ	平成19年度交付金 主な事業名と金額
農協・営農 集団	国→県→市町村→農協・営農集団	強い農業づくり交付金 283 百万円 中山間集落営農づくり支援事業補助金 21 百万円 地域バイオマス利活用交付金 15 百万円 (合計 319 百万円)
土地改良	【県営事業】 国→県←市町村←土地改良区、 受益農家(受益者負担) 【団体営事業】 国→県→市町村(→土地改良区)	【県営事業】 事業費 8,240 百万円 【団体】 事業費 1,925 百万円 【合計】 事業費 10,164 百万円 (次頁明細参照)
生産奨励 (水田経営所得安定対策)	国(関東農政局)→生産者	収入減少影響緩和対策 898 百万円 生産条件不利補正対策 1,019 百万円 (合計 1,917 百万円)
生産調整 (産地づくり交付金)	国(関東農政局)→県水田農業推進協議会(事務局:農業技術課、JA長野県営農センター等)→地域水田農業推進協議会(事務局:市町村、JA等)→生産者	産地づくり交付金 2,213 百万円 稲作構造改革促進事業 38 百万円 新需給調整システム定着交付金 210 百万円 (合計 2,461 百万円)
品種改良	国(農林水産省農林水産技術会議事務局)→県(農政部→試験場)	国→県 84 百万円(県単 19 百万円、合計 104 百万円)
金融(利子助成)	主な農業制度資金の利子補給等補助金の流れ 農業近代化資金(利子補給):県→融資機関 農業経営基盤強化資金(利子助成):県→市町村→農業者	農業近代化資金 県→融資機関 95 百万円 農業経営基盤強化資金 県→市町村 50 百万円 市町村→農業者 90 百万円 (合計 235 百万円)

(交付金総合計 15,200 百万円)

(資料:長野県の資料に基づき監査人が作成)

土地改良事業における事業費負担明細

(平成19年度当初事業費)

県営事業

(単位:千円)

区 分	地区数	事業費計	事業費負担割合			
			国 費	県 費	市町村費	土地改良区 農 家
全 体	86	8,239,612	4,303,175	2,421,710	792,895	721,832
	構成比率(%)		52.2%	29.4%	9.6%	8.8%
うち かんがい排水	8	760,934	380,467	190,234	151,733	38,500
	構成比率(%)		50.0%	25.0%	19.9%	5.1%

団体営事業

(単位:千円)

区 分	地区数	事業費計	事業費負担割合			
			国 費	県 費	市町村費	土地改良区 農 家
全 体	40	1,924,617	1,012,043	23,052	719,779	169,743
	構成比率(%)		52.6%	1.2%	37.4%	8.8%
うち かんがい排水	19	908,876	479,493	8,558	269,323	151,502
	構成比率(%)		52.8%	0.9%	29.6%	16.7%

県営事業 + 団体営事業

(単位:千円)

区 分	地区数	事業費計	事業費負担割合			
			国 費	県 費	市町村費	土地改良区 農 家
全 体	126	10,164,229	5,315,218	2,444,762	1,512,674	891,575
	構成比率(%)		52.3%	24.1%	14.9%	8.8%
うち かんがい排水	27	1,669,810	859,960	198,792	421,056	190,002
	構成比率(%)		51.5%	11.9%	25.2%	11.4%

注1)施設管理費補助、調査計画費補助等のソフト対策事業は除く。

注2)四捨五入のため計が合わないことがある。

(資料:長野県)

土地改良事業における事業負担明細をみると、県営事業と団体事業の合計ベースで、国費 52%、県費 24%、市町村費 15%、農家 9%となっている。かんがい排水施設に関しては、農家負担が 11%となっている。このため、かんがい施設の更新にあたっては、県費の将来予測とともに、農家負担の軽減が重要な課題となるものである。

(2) 国・県・市町村の補助金総額（試算）

農業生産額に対して、国・県・市町村でどのくらいの補助金が投入されているかを把握するために、概算であるが試算した。その結果、補助金総額は 451 億円であり、農業産出額 2,322 億円の 19.4%を占めていることがわかった。

農業をひとつの産業としてみた場合、ビジネスセクターとしては脆弱な産業構造を有しており、食料安全確保の視点から補助金を投入せざるを得ないセクターであるといえる。したがって、公的なセクターとしての農業のあり方を考えることが本報告書の課題である。

産業としての農業が存続するためには、水田転作への助成や価格安定制度、生産者組合への機械の整備など一定の補助事業・制度が必要である。

長野県の場合、土地集約型農業である水稲と、労働集約型農業である園芸が併存しているため、農業関連支出額 450 億円を大きく水稲と園芸等の 2 つに分けることができれば、より正確な分析が可能であるが、現状ではそのようなデータを把握することができない。一般的には、水稲に対する支出額の比率が高く、園芸への支出は低くなると思われる。⁵

また、環境保全や食料安全保障の視点からみると、農業への補助金のうち過半は土地改良への支出であり、これは農道の整備による農村地域の道路網の整備や水田の基盤整備による国土保全機能の維持、景観の維持など地域住民や訪れる人々が幅広く便益を享受することができる。また、野菜の予冷施設やライスセンターなどの整備は、国民が豊かな食生活をするうえで欠くことができないものである。

さらに、農村の地域社会の視点からみると、農家のうち自給的農家が 4 割を占める一方、販売金額が 500 万円以上の農家が 9,500 戸（平成 17 年）、認定農業者が 7,002 経営体（平成 19 年）あるなど、自立した農業経営を営んでいる者がおり、多様な担い手が存在している。

⁵ 新潟市都市政策研究所『新潟市の米農業－強さと弱さの構造分析－』（2008 年 9 月）によれば、新潟市の農業関連支出の試算をしており、新潟市 80 億円、新潟県 300 億円、農林水産省 200 億円、総額 580 億円としている。これは市の農業生産額 695 億円（2005 年度）の 80%に相当し、農家 1 戸当たり 500 万円の公的費用に支えられているとしている。

このように農業政策には、産業としての持続可能性、食料供給力の向上、地域社会の再生など大きな目的があるが、本報告書では、産業としての農業の持続可能性という視点から、農業所得の向上、担い手の育成と担い手への農地の集約が大きな課題であると考ええる。

< 県に投入されている農業関連の公的支出（試算） >

農業関連支出額	平成19年度		
	(単位:百万円)		
	決算額	うち補助金	うち土地改良
国(政府)			
農林水産省(関東農政局)(注)	12,758	6,891	5,867
農業共済組合等への直接交付	1,944	1,944	
合計	14,702	8,835	5,867
長野県	30,640	14,525	16,115
県の財源のうち国庫支出金	10,074	3,287	6,787
差引	20,566	11,238	9,328
県内市町村	14,807	5,165	9,642
市の財源のうち県補助金	5,003	3,580	1,423
差引	9,804	1,585	8,219
合計	45,072	21,658	23,414

(注)
 関東農政局の決算額(H19) 115,715
 長野県の占める割合 11%
 長野県の占める金額(推計) 12,758

(資料:長野県農政部の資料に基づき監査人が作成)

(単位:億円)	
農業産出額	2,322
農業関連公的支出	451
補助金の占める比率	19.4%

(単位:円)			
県民1人あたり	2,174,000	人	20,732
農家1戸あたり	126,857	戸	355,298

3. 農業セクターの生産性分析

農業をひとつのセクター（産業、組織、経営体）としてみて、生産性を図る指標として、10haあたりの農業所得、1時間あたりの所得額を調査し、労働1日（8時間）あたりの所得額を試算した。

産業としての農業をみると、コメは土地あたり産出額が小さく土地利用の観点からは産業として魅力が薄い。また、野菜等の園芸は土地あたり産出額は大きいですが、労働集約的で時間あたりの労働強度も高いため、担い手不足がネックとなっている。

食料安全確保のための農業をみると、コメは土地あたりの収穫カロリーが高く、設備を整えれば栽培が容易で、連作障害もないことから、土地の限られた日本においては主食用作物としての重要性は変わらない。また、野菜類の園芸は、食の安全志向の高まりから、消費地に近い産地の野菜の需要は高まっている。

コメは、10aあたりの農業所得は5万円であり、園芸（果樹 25～30万円、野菜のうちハクサイ・キャベツは9～19万円）の5分の1程度と効率が低い。しかしながら、10aあたりの労働時間は、果樹が300時間前後、野菜（ハクサイ・キャベツ）が90時間前後であるのに対して、コメは16時間と最も少なく機械化されており、高齢者でも可能といわれている。

しかしながら、コメの生産者は、自給的農家や小規模な農家の比率が高く、農地の集約化がなかなかすすまないことから、農家1戸当たりの所得は低い水準となっている。このままでは、農業者が高齢化し、耕作放棄される農地が増加するおそれがある。したがって、認定農業者等（他産業並みの所得及びそれに準じる経営者）の増加と彼らへの集約化がコメの農業政策の重要な課題である。

果樹、野菜等の園芸は、労働時間が多く、手作業の占める割合が高い。そのため、土地は大きくなくても、家族的経営で生活していける収穫量を得ることが可能である。しかしながら、農家の高齢化の進展により後継者問題が深刻な課題である。このままでは、将来への展望は描くことが困難になる。したがって、園芸の農業政策としては、より付加価値の高い農産物の開発・生産、直販所のような少量の品種でも高い価格での販売が可能な販売ルートの開発、農業所得の向上により家族あるいは家族以外の後継者を育成することが重要な課題である。

< 農産物別土地生産性と労働時間生産性 >

農産物	10aあたり			(単位:時間)
	粗収益	経営費	農業所得	
(作物)				
コメ(水稲)	178,996	128,092	50,904	15.6
(果樹)			0	
ふじ	980,000	711,600	268,400	260.0
巨峰	859,500	609,693	249,807	301.0
川中島白桃	1,171,500	850,594	320,906	324.0
二十世紀	1,044,000	836,745	207,255	325.0
(野菜)				
ハクサイ	756,000	565,051	190,949	92.8
キャベツ	492,800	402,378	90,422	80.7
レタス	608,000	434,686	173,314	92.3
セルリー	1,135,000	647,233	487,767	322.1
アスパラガス	714,700	414,949	299,751	168.0
トマト	2,882,000	1,460,330	1,421,670	610.0
スイートコーン	309,600	238,942	70,658	120.0
(花き)				
リンドウ	2,160,000	1,028,439	1,131,561	386.7
カーネーション	7,000,000	5,153,822	1,846,178	1,163.0
スターチス	3,375,000	2,147,440	1,227,560	821.0
トルコキキョウ	3,000,000	1,988,737	1,011,263	1,019.8
アルストロメリア	7,000,000	5,370,722	1,629,278	1,284.5
(菌茸)				
えのきたけ	885,456	741,802	143,654	126.0
(畜産)				
酪農	762,994	628,608	134,386	115.7
肉牛繁殖	322,728	221,742	100,986	61.4

(資料:農業経営指標 平成16年度 (長野県農政部))

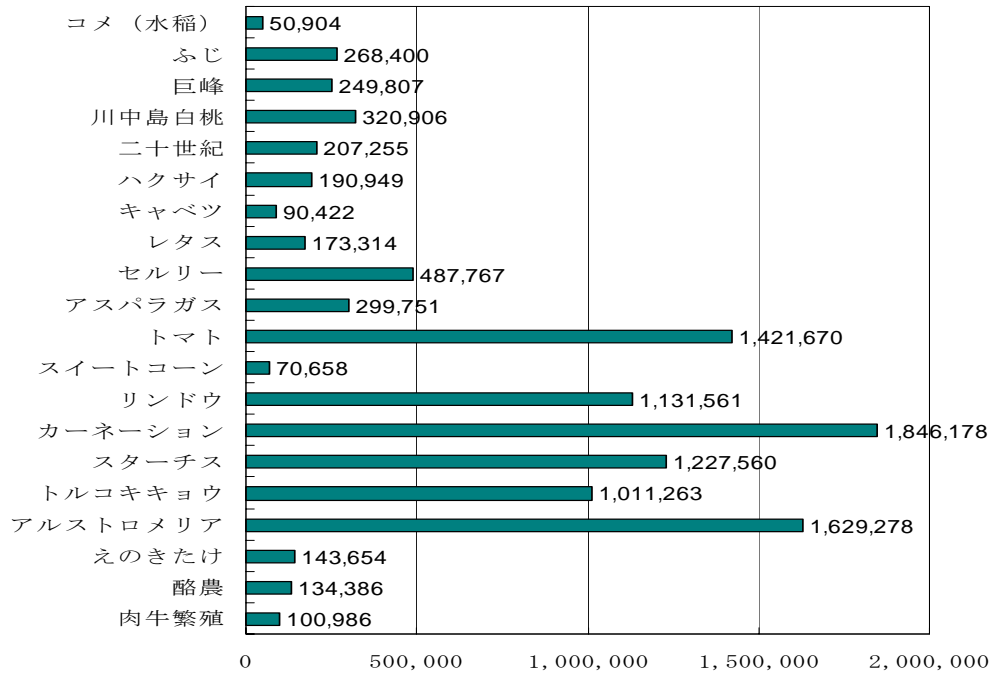
(注)労働時間は家族労働時間を使用

農産物	1時間あたり所得額 (単位:円)	労働1日(8時間)あたりの 所得額 (単位: 円)
(作物)		
コメ(水稲)	3,263	26,105
(果樹)		
ふじ	1,032	8,258
巨峰	830	6,639
川中島白桃	990	7,924
二十世紀	638	5,102
(野菜)		
ハクサイ	2,058	16,461
キャベツ	1,120	8,964
レタス	1,878	15,022
セルリー	1,514	12,115
アスパラガス	1,784	14,274
トマト	2,331	18,645
スイートコーン	589	4,711
(花き)		
リンドウ	2,926	23,410
カーネーション	1,587	12,699
スターチス	1,495	11,962
トルコキキョウ	992	7,933
アルストロメリア	1,268	10,147
(菌茸)		
えのきたけ	1,140	9,121
(畜産)		
酪農	1,162	9,292
肉牛繁殖	1,645	13,158

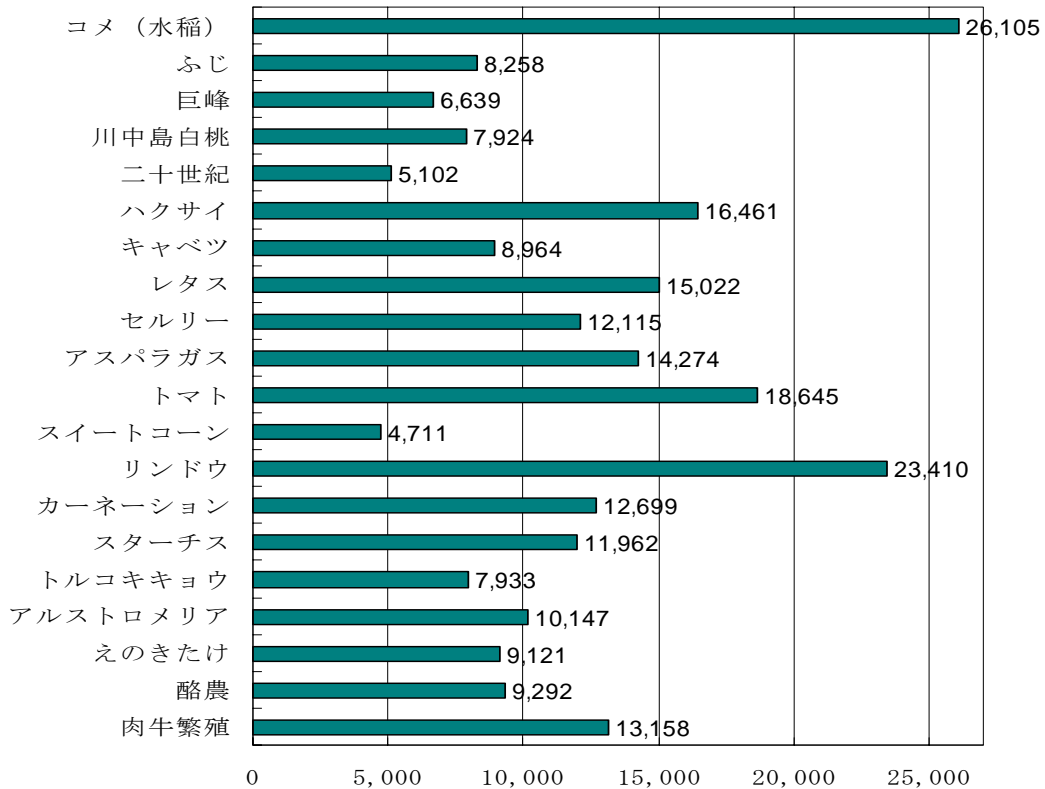
(資料:農業経営指標 平成16年度 (長野県農政部))

(注)労働時間は家族労働時間を使用

農産物別土地10a当たり農業所得（円）



農産物別労働1日(8時間) 当たり農業所得（円）



4. モデル的農業経営体と農地集積の状況

(1) モデル的農業経営体

上記のような生産性分析に基づき、効率的な経営体や集落営農組織が他産業並みの所得（経営体所得目標概ね 800 万円、主たる農業従事者所得目標概ね 550 万円）を確保し得る農業の展開を図り、農業が産業として自立できることを目指すことが必要である。

県では、そのモデル経営体として、次のような営農類型をあげている。

<モデル的農業経営体>

営農類型	面積	品目の作付け構成 (単位：a)	労働力(人)		年間所得(千円)	
			基幹	補助	農業従事者	経営体
水稻+小麦+大豆	15ha	水稻 9 ha、小麦 6 ha、大豆 6 ha	1.0	1.0	6,400	6,800
りんご	220a	ふじ 110a、つがる 40a、シナノスイート 70a	1.0	1.5	6,800	8,100
葉洋采 (レタス基幹)	420a	レタス 300a、はくさい 150a、キャベツ 30a、ブロッコリー 50a	1.0	1.5	6,400	7,800
いちご(半促成)	30a	いちご半促成(高設)	1.0	1.5	6,200	7,500
カーネーション	50a	カーネーション 50a	1.0	2.0	4,700	7,900
えのきたけ	—	えのきたけ 12 万本×3 回転	1.0	2.0	5,000	8,200
酪農	—	フリーストール経産牛 80 頭、育成牛 40 頭	1.0	2.0	7,700	10,900
肉専用種肥育	—	黒毛和種常時 135 頭	1.0	1.0	6,300	7,900

(資料：長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(平成 18 年 3 月))

このような経営を実現しているとしている経営体として、農業経営改善計画認定数(認定農業者)は、7,002(法人 432 含む)(平成 20 年 3 月末)である。

＜作物別担い手の数（他産業並み所得及びそれに準じる経営）2005年＞

作 目	戸 数	平成 24 年目標
水稻（5 h a 以上）	476	大幅増
果樹（1 h a 以上）	7,443	増
野菜（1 h a 以上）	9,200	微増
花き（所得 300 万円以上）	1,261	現状並み
きのこ（所得 300 万円以上）	872	減
乳牛（成牛 50 頭以上）	85	減
肥育牛（100 頭以上）	25	微減
養豚（母豚 50 頭以上）	56	減
合計	19,448	

（資料：2005 農林業センサスより推計）

（注）水稻、果樹、野菜、花き、きのこについては他産業並み（所得 550 万円程度）及びそれに準ずる経営（300 万～500 万円）の計
畜産については、他産業並みの農家の数

県の平成 24 年度目標において、水稻（コメ）については、経営効率化を図るために、担い手の増加と同時に農地の集約化を進めることが必要であるとしている。果樹と野菜の担い手は増加を目指す。花き、きのこ、乳牛、肥育牛、養豚の担い手は、高齢化に伴い現状維持か多少減少するとみている。

そのために、新規就農者の目標を 200 人（平成 24 年度）と定めているが、直近 10 年の新規就農者数は平均で概ね 150 人である。また、農業法人数は、目標を 850 法人としているが、平成 18 年度で 659 法人である。

農業後継者を増加させるためには、農業所得を向上させることが必要であるが、同時に、後継者の対象者として、家族や県内の人々だけでなく、県外の人々、雇用を求める若者など広く求めることも必要である。

（2） 農地利用集積の状況

認定農業者等の担い手への農地の集約状況を見ると、下記のように、平成 19 年度において 32%（耕地面積ベース）となっている。これを平成 24 年度には 40%（食と農業農村振興計画目標、耕地面積ベース）へ、平成 27 年度には 60%（基本方針目標、農用地面積ベース）へ、上昇させることを目標としている。

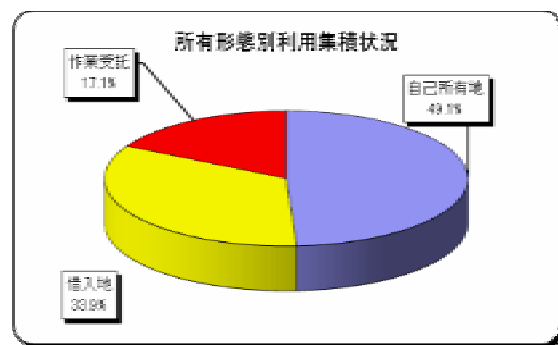
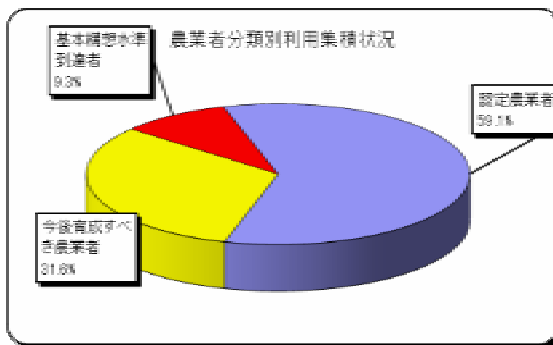
< 農地利用集積の現状 >

< 平成 2 0 年 3 月末現在実績 >

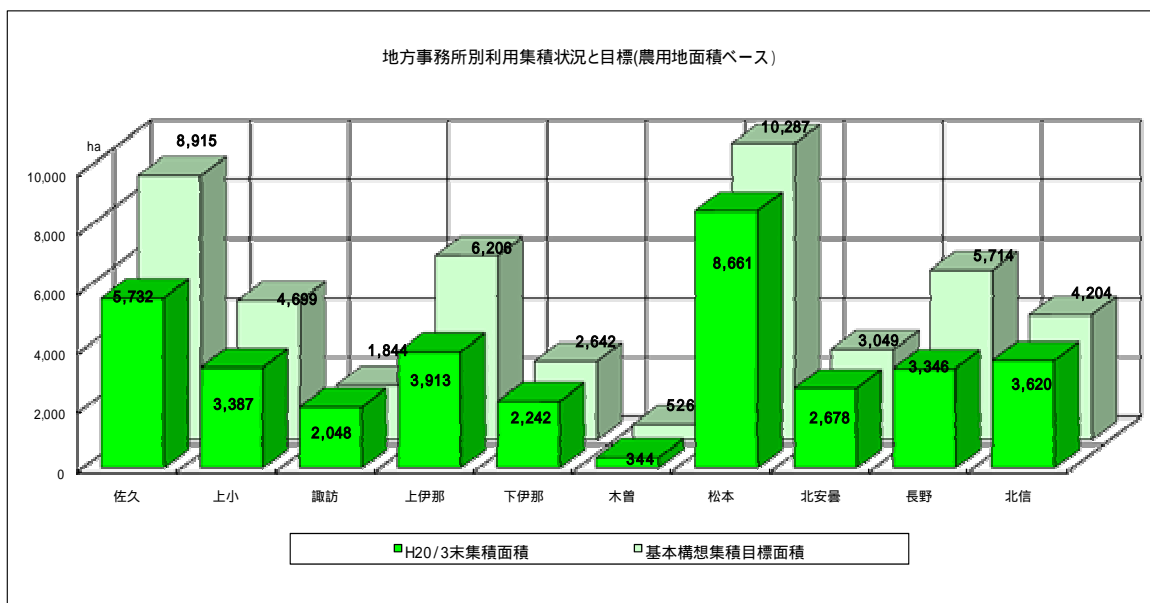
(単位：人,ha,%)

区 分	農業者数	農用地利用集積面積				利用集積率① G/E	利用集積率② G/H
		計 G	自己所有地	借入地	作業受託地		
基本構想水準到達者 A	1,102 (9.3)	2,413 (6.7)	1,463 (8.3)	327 (2.7)	622 (10.1)	2.1	2.2
認定農業者+特定農業団体 B	7,028 (59.1)	26,677 (74.2)	11,910 (67.4)	9,682 (79.5)	5,085 (82.9)	23.8	24.5
今後育成すべき農業者 C	3,759 (31.6)	6,881 (19.1)	4,287 (24.3)	2,169 (17.8)	426 (6.9)	6.1	6.3
合 計 D=A+B+C	11,889	35,971	17,660	12,178	6,133	32.0	33.0
耕地面積 E 112,300	(100.0)	(100.0)	(49.1)	(33.9)	(17.1)		
農用地面積 H 108,960							

(注)・()内は構成比 ・ラウンドの関係で計が一致しない
 ・ 利用集積率①は耕地面積ベース、②は農用地面積ベース



< 地方事務所別利用集積状況と目標 >



(資料：長野県)

県は、過去の実績をベースに利用権設定による拡大を推計しているものである。地方事務所別の集積率や利用権設定率をみると、松本、佐久、上伊那が高い。それらの地域を核として県全体の集積率を高めることを目指している。⁶

⁶「基本構想水準到達者」とは市町村が基本構想の経営指標に到達した農業者をいう。市町村基本構想の目標所得、経営指標を基に判断するが、地域において認定農業者にはなっていないが明らかに水準に達している農業者を含む。

「特定農業団体」とは、担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織をいう。

「認定農業者」とは、認定農業者制度により、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想に照らして、農業経営改善計画を認定された農業者をいう。

「今後育成すべき農業者」とは、認定農業者及び基本構想水準到達者以外で、アンケート等により認定志向の意向が確認されている者、集落等において今後の担い手として認知されている農業者をいう。

5. 食料自給率について

県の食料自給率は53%で、全国平均40%を上回っているが、全国順位は19位である。平成10年度以降、県の食料自給率は52%から53%とほぼ横ばいである。全国でも40%で推移している。カロリーは低いものの、収益性の高い野菜、果樹、きのこなどの園芸作物を主体とした産地形成を進めてきたため、長野県は農業県ではあるが、カロリーベースの食料自給率は比較的低い。

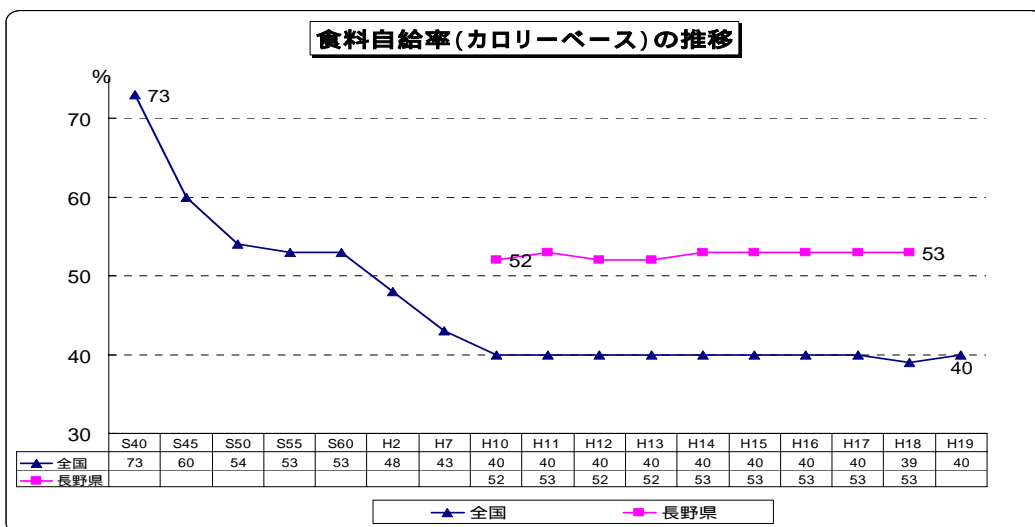
県としては、農家の所得向上を図ることで、農業農村を維持発展させていくために、引き続き園芸作物を主体とした農業構造を堅持しつつ、次の取り組みを進めることとしており、食料自給率の具体的な目標値は設定していない。

- ・ 水田における麦・大豆・そばの生産振興
- ・ 畜産における自給飼料の生産拡大
- ・ 地域内流通を高める地産地消の推進
- ・ 米を主体とする日本的食生活の普及と食育の推進

農林水産省の食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）において、県・市町村についても、「地域の食料自給率や地産地消の取組の目標を設定し、食育活動において活用するなど、地域の農業生活や食生活について国民一人一人が身近な問題として考える契機を提供する」ことを求めている。

食料自給率の目標設定について、長野県は野菜等の園芸作物の比重が高いため貢献できる割合が小さいという面があり、目標値の設定を求めるといよりも、消費者（県民）にとって、安定的な食料供給の向上は重要な課題であることから、県としても更に取り組むべき政策目標であり、食料自給率の向上にむけた地域・現場段階での具体的な行動を喚起することも必要であると考えている。

<食料自給率（カロリーベース）の推移>



(資料：長野県)

<都道府県別食料自給率>

(単位：％、倍)

(単位：％)

	カロリーベース		生産額ベース		(参考) B / A	(参考)全国に占める割合		
	17年度 (確定値) (A)	18年度 (概算値)	17年度 (確定値) (B)			総人口	農業就業 人口	農地面積
全 国	40	39	69		1.7	100.0	100.0	100.0
北海道	201	195	188		0.9	4.4	3.9	25.0
青森	116	118	218		1.9	1.1	2.9	3.4
岩手	103	105	173		1.7	1.1	3.4	3.3
宮城	79	79	100		1.3	1.8	3.0	2.9
秋田	164	174	140		0.9	0.9	2.7	3.2
山形	128	132	150		1.2	0.9	2.5	2.7
福島	82	83	113		1.4	1.6	4.0	3.3
茨城	72	70	124		1.7	2.3	4.2	3.8
栃木	75	72	120		1.6	1.6	2.9	2.8
群馬	34	34	92		2.7	1.6	2.1	1.7
埼玉	11	11	22		2.0	5.5	2.8	1.8
千葉	29	28	73		2.5	4.8	3.5	2.8
東京都	1	1	5		5.0	9.9	0.5	0.2
神奈川県	3	3	14		4.7	6.9	1.1	0.4
山梨	20	20	92		4.6	0.7	1.2	0.6
長野	53	53	120		2.3	1.7	3.9	2.4
静岡県	18	18	55		3.1	3.0	2.8	1.6
新潟	94	99	117		1.2	1.9	3.9	3.8
富山	72	76	71		1.0	0.9	1.3	1.3
石川	47	49	61		1.3	0.9	0.9	0.9
福井	63	65	61		1.0	0.6	1.1	0.9
岐阜	25	25	48		1.9	1.6	2.0	1.3
愛知	13	13	37		2.8	5.7	3.0	1.8
三重	42	44	72		1.7	1.5	1.7	1.3
滋賀	52	51	42		0.8	1.1	1.3	1.2
京都	12	13	23		1.9	2.1	1.2	0.7
大阪	2	2	6		3.0	6.9	0.6	0.3
兵庫県	16	16	38		2.4	4.4	2.8	1.7
奈良	14	15	27		1.9	1.1	0.8	0.5
和歌山	30	29	109		3.6	0.8	1.5	0.8
鳥取	59	60	116		2.0	0.5	1.2	0.8
島根	63	63	107		1.7	0.6	1.3	0.8
岡山	37	39	66		1.8	1.5	2.4	1.5
広島	24	23	39		1.6	2.3	1.9	1.3
山口	33	31	54		1.6	1.2	1.4	1.1
徳島	44	45	129		2.9	0.6	1.3	0.7
香川	36	36	95		2.6	0.8	1.4	0.7
愛媛	40	37	123		3.1	1.1	1.9	1.2
高知	47	45	144		3.1	0.6	1.2	0.6
福岡	22	19	41		1.9	4.0	2.8	1.9
佐賀	96	67	153		1.6	0.7	1.6	1.2
長崎	42	38	137		3.3	1.1	1.6	1.1
熊本	58	56	152		2.6	1.4	3.2	2.6
大分	48	44	125		2.6	0.9	1.6	1.3
宮崎	62	65	256		4.1	0.9	2.0	1.5
鹿児島	83	85	225		2.7	1.4	2.7	2.7
沖縄	28	28	61		2.2	1.1	0.8	0.8

(注)1 都道府県別自給率は、「食料需給表」、「作物統計」、「生産農業所得統計」等を基に農林水産省で試算

2 総人口は総務省「人口推計」(18年10月1日現在)、農業就業人口は「2005年農林業センサス」(17年2月1日現在)、農地面積は「耕及び作付面積統計」(18年7月15日現在)

3 生産額ベースの自給率については、算定の基礎となるデータの公表時期の都合により、17年度が最新となる

(資料：農林水産省)

6. 監査の結果と意見

(1) 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

(2) 意見

私たちは、農業政策には3つの目的（産業としての農業の持続可能性の維持、安定的な食料供給の向上、農村の地域社会の再生）があると考えて、農業の生産性分析と補助金の使われ方の検討を通して、農業の持続可能性を検討してきた。

農業は産業としてみると、補助金を投入しなければ持続できないセクターであるが、安定的な食料供給力の向上という目的からみると、食料戦略上必要量の農産物を生産する農家の経営は、補助金で助成せざるを得ないといえる。したがって、補助金総額を最小化するためには、農業経営の効率改善を進めていき、相対的に高効率で収益状況がよい農家（経営体）が農業を担っていくことになる。そのため、農業政策の方向としては、今後とも農業を担っていく効率的な農業経営体を育成していくことが政策の柱になると考える。

また、地域社会の再生の目的からは、コメの生産調整などで、販売農家と自給的農家の利害が必ずしも一致せず、利害が相反する面もある。県の役割としては、それぞれの農業関係者の利害調整の役割を担いながら、農村地域の活力を回復することが課題となる。

県は、このような農業の課題を十分に認識しており、その解決に向けた施策・事業を計画し、実行していると考ええる。

私たちの限られた観察と理解の範囲ではあるが、県の農業政策の今後の課題として、次ぎのような点を指摘したいと考える。

① 農業政策の目的を3つ（産業としての持続可能性の維持、安定的な食料供給の向上、農村の地域社会の再生）として考えると、県として、農業政策の全体像を大きな図として描き、その上で、県の施策である担い手育成、農地政策、付加価値の高い農産物の研究開発・育成指導、販売ルートの開発・拡大などの施策・事業を位置づけることで、より戦略的な資源配分（選択と集中）が可能になるのではないかと考える。

② 県の農業の特色として、コメに比べて園芸（野菜、果樹等）の比率が高い。同じ土地を使った農業といっても、コメは農地集約型であり、園芸（野菜、果樹等）は労働集約型である。しかしながら、農業者数、耕地面積、農業所得等の統計データは農業として一括されているため、県の農業の実態把握には不十分な面がある。また、施策・事業の体系が、組織別になっており必ずしも農産物別にはなっていないため、農産物別に事業費の投入と効果を測定し検証することが難しい。したがって、県の目標とする農業生産額（3,000億円）や農業所得の目標値（550万円～600万円）を達成するためには、どのような施策・事業が最も効果

的なのか、事業と成果（目標）との関連性をできるかぎり明確化できるような、農産物別の事業体系が必要ではないかと考える。

③ これは理想論になるかもしれないが、より詳細な地域別の農業戦略を描くことが必要ではないかと考える。県は『食と農が織り成なす元気な信州農業（長野県食と農業農村振興計画』（平成19年9月）において、県内を10の地域に分けて、地域別の発展方向を記載しているが、これをより具体化した農業戦略が望まれる。例えば、農地として保護すべき地域（コメの集約化地域、園芸の集約化地域）、住宅地域（自給的農家の併存地域）など、21世紀に向けた農業政策の大きな図を描くことが有用ではないかと考える。

④ 食料自給率について、先進国のなかでわが国ほど自給率の低い国はないといわれている。消費者にとって食料を輸入に頼らざるを得ないことの不安も少なくない。食料供給力の向上は、県民にとっても重要な課題であるから、県の政策として、これまで以上に自給率の向上に取り組む必要があると考える。

21世紀の農業を展望すれば、現在は戦後からの農業政策の転換期にあるといえる。長野県の農業政策が、産業としての農業の持続可能性を維持し、食料供給力の向上を図り、農村の地域活力の再生を目指すような、未来を展望できるようなものであることを期待するものである。